

平成26年度 健康診断について

秋田県医師国民健康保険組合

平成26年度の健康診断は、下記のとおり実施しますので、内容をご確認のうえ受診してください。

1. 健診の種類

- ①一般健診 …当組合が毎年実施している健診です。
- ②特定健診 …国の法律によって、義務付けられた健診です。対象者は今年度内に40歳を迎える方から75歳となる方（誕生日前日まで）です。
※当組合では40歳未満の第1種組合員・第1種組合員配偶者・第2種組合員の方にも特定健診項目の健診を必須としています。
- ③事業主健診…労働安全衛生法に基づき、事業主が従業員に対し実施する健診です。

2. 受診対象者及び健診内容

区分と年齢		実施内容	窓口提示	
第1種組合員(医師)	39歳まで	一般健診 (特定健診相当含む)	・健康保険証 ・医師国保健診票	
	40～74歳	特定健診 + 一般健診	・健康保険証・医師国保健診票 ・特定健診受診券・特定健診健診票	
第3種組合員(医師)	75歳以上	一般健診	・医師国保健診票	
第2種組合員(従業員)	39歳まで	事業主健診 (特定健診相当含む)	・健康保険証・医師国保健診票	
	40～74歳	事業主健診 (特定健診含む)	・健康保険証・医師国保健診票 ・特定健診受診券・特定健診健診票	
家族	第1種・第3種組合員の配偶者	39歳まで	一般健診 (特定健診相当含む)	・健康保険証・医師国保健診票
		40～74歳	特定健診 + 一般健診	・健康保険証・医師国保健診票 ・特定健診受診券・特定健診健診票
	配偶者以外の世帯員	39歳まで	対象外	-
		40～74歳	特定健診	・健康保険証・特定健診受診券 ・特定健診健診票

3. 実施機関

特定健診を受診することができる医療機関は、別添の「平成26年度 地区別 特定健診実施機関一覧表」のとおりです。当組合のホームページでもご覧いただけます。

一般健診については、県内の医療機関で受診してください。

4. 実施期間

平成26年7月1日～平成26年12月31日まで

※実施期間が過ぎた受診については、費用補助をいたしません。

5. 受診にあたっての注意点

- (1) 受診前に医師国保健診が可能かどうかを医療機関に確認してください。
- (2) 1ページの「2. 受診対象者及び健診内容」に記載の「窓口提示」書類を実施機関に提示のうえ、受診してください。
- (3) 医師の自己健診は費用補助の対象外です。
- (4) 医師（事業主）が、配偶者及び従業員を健診する自家健診は費用補助の対象です。
- (5) 第3種組合員を除く対象者は、特定健診（40歳未満は特定健診相当）の受診を必須としております。必須受診項目に漏れがあった場合は、一般健診分も含めて費用の補助ができませんのでご注意ください。
- (6) 特定健診（特定健診相当項目）と一般健診の実施機関が異なっても差し支えありません。
- (7) 複数での機関での受診の際には、できるだけ短期間での受診をお願いします。健診票は当組合への請求書も兼ねており、遅くなりますと初回実施機関様への支払いも遅くなり、ご迷惑がかかる場合があります。

6. 受診結果の扱い

特定健診（40～74歳）の健診結果は、国保連合会でのデータ処理を経て2～3ヶ月後に組合から、第1種・第3種組合員を通じてお知らせいたします。早急に結果をお知りになりたい方は、実施機関とご相談ください。

特定健診以外の健診結果は、実施機関からお知らせいたします

実施機関様へ

1. 受診者別の請求先など

受診者区分		請求先		提出方法
第1種組合員(医師)と第1種・第3種組合員の配偶者	39歳まで	医師国保組合		健診票(4頁の請求書による)
	40～74歳	特定健診	県国保連合会	電子データ
		一般健診	医師国保組合	健診票(4頁の請求書による)
第3種組合員(医師)	75歳以上	医師国保組合		健診票(4頁の請求書による)
第2種組合員(従業員)	39歳まで	医師国保組合		健診票(4頁の請求書による)
	40～74歳	特定健診	県国保連合会	電子データ
		その他	医師国保組合	健診票(4頁の請求書による)
配偶者以外の世帯員	39歳まで	-		-
	40～74歳	特定健診	県国保連合会	電子データ

2. 費用の精算と結果の報告について

- (1) 特定健診はレセプトと同様に秋田県国保連合会を支払代行機関としております。県国保連合会に毎月5日(5日が休日の場合はその翌日)まで前月分データを提出することで審査が行われ、条件を満たした分について翌月25日に費用の支払が行われます。
- (2) 組合請求分について、受診者が相当数になる場合は、健診票の請求書(個々)によらないで、一括請求書(受診者の内訳書、健診票添付)でも構いません。(様式任意)

3. 特定健診データの電子化について

- (1) 特定健診の結果は、電子データで国保連合会へ提出してください。電子化を秋田県総合保健事業団などの外部事業者へ委託される場合は、健診実施前にデータ入力票、検体の受け渡しなどについてあらかじめご確認ください。
- (2) 組合では外部事業者への作成委託の有無にかかわらず、電子化費用582円を基本項目の費用7,878円に加算し、あわせて8,460円をお支払いいたします。(国保連合会からの振込となります。)外部委託事業者を利用された場合は、実施機関と外部委託事業者との間で費用の精算をお願いいたします。

特定健康診査受診のお願い

特定健康診査は、メタボリックシンドローム該当者とその予備軍の減少をはかり、医療費の伸びを抑えることを目標とし、平成20年に始まった国の事業です。

対象者は、40～75歳未満(75歳の誕生日前日までの方)となっております。

医療保険者には、特定健診の実施が義務付けられており、受診率が低い保険者に対しては、ペナルティとして後期高齢者医療制度へ拠出する金額が加算されることとなっており、結果的に保険料引上げの要因となってしまいます。

当組合のここ6カ年の特定健診受診率は下記の通りとなっており、国が示した目標値70%にはまだまだの届かない状況です。

また、一般健診についての受診率についても下記の通りです。

特に第1種組合員の受診率が低い状態となっており、積極的な受診をお願いいたします。

